

「令和7年度京都御苑ARコンテンツ制作業務」の質問に対する回答書

番号	質問	回答
1	昨年度の事業である以下の資料はご開示頂けますでしょうか 「令和6年度京都御苑体験型コンテンツ調査検討業務概要及び企画書作成事項」 に関わる調査結果	「令和7年度京都御苑ARコンテンツ制作業務」の公示において閲覧可能資料として指定していないため、開示はできません。